

登 録 販 売 者 関 係 手 続 き 一 覧

手 続 き	対 象 と な る 場 合	添 付 書 類	手 数 料
①販売従事登録申請	1 登録販売者試験に合格後、一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするとき 2 薬種商の許可を受けている(いた)者で、一般用医薬品の販売に従事している(しようとする)とき ※複数の都道府県での登録はできません。 ※合格を証する書類は、原本を提出して下さい。 ※試験合格後に本籍・氏名に変更が無い方は本籍の記載のある住民票の写しの提出が可能。	《詳細は別紙》 ・合格通知書の原本 ・戸籍の謄(抄)本又は本籍の記載のある住民票の写し ・使用関係を証する書類	7,100円
②登録販売者名簿登録事項変更届	本籍地都道府県名、氏名、生年月日、性別に変更があったとき ※30日以内に届出が必要です。	《詳細は別紙》 ・戸籍の謄(抄)本	
③書換え交付申請	販売従事登録証の書換えを行おうとするとき ※事前または同時に②の手続きが必要です。 ※販売従事登録証紛失時は、同時に④の手続きが必要です。	・販売従事登録証の原本	2,000円
④再交付申請	販売従事登録証を破り、汚し又は失ったとき	・販売従事登録証の原本(破損、汚損した場合のみ)	2,900円
⑤販売従事登録消除申請	一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったとき (他の業務に従事する場合や死亡、失踪の宣告を受けたとき)	・販売従事登録証の原本	—
⑥販売従事登録返納届	1 販売従事登録証の再交付を受けた後、紛失した登録証を発見したとき 2 不正等により登録を消除された場合	1 発見した販売従事登録証の原本 2 販売従事登録証	
⑦登録販売者試験合格通知再交付申請書	合格通知を紛失した場合		500円
留意事項	<p>1 手続きは郵送でも受付しています。</p> <p>2 申請書の記載事項や添付書類に不備がなければ、①・③・④の手続きでは、申請書受理日の1週間後に販売従事登録証を交付しますので、次のいずれかの方法で受け取って下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来庁の場合 : 当該日以降に受取印(受領者の個人印で可)を持参下さい。 ・郵送希望の場合 : 返信用切手440円分(簡易書留)を貼付した、角2サイズの封筒を提出して下さい。 		
担 当	奈良県薬務課薬事・献血係 奈良市登大路町30【 電話 : 0742-27-8670、 FAX : 0742-27-3029 】		

《 別紙 》 手続きの詳細

①販売従事登録申請

添付書類	注 意 事 項
登録販売者試験合格通知書 又は 薬種商販売業の許可を受けていたことの証明書	①登録販売者試験合格者 販売従事登録をしようとする者が登録販売者試験に合格したことを証する書類（奈良県知事以外のものでも可）の原本 ②薬種商販売業の許可を受けていたことの証明書の原本 奈良県以外で薬種商販売業の許可を受けている（いた）場合に添付。 なお、法人で薬種商販売業の許可を受けている（いた）場合は、その者が適格者であることが確認できることが必要です。
戸籍抄(謄)本 又は 戸籍事項証明書 又は 住民票の写し もしくは 住民票事項証明書	①登録販売者試験合格後に氏名・本籍に変更があった方は、戸籍抄(謄)本を提出して下さい。 ②登録販売者試験合格後に氏名・本籍に変更が無い方は、本籍の記載のある住民票の写しでの提出が可能です。 ③外国籍の場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍等を記載したものに限る）を添付して下さい。 ④発行から6ヶ月を経過している場合は、再度取得して下さい。
雇用契約書の写し又は使用関係を証する書類	販売従事登録を受けようとする者が、薬局開設者又は医薬品の販売業者でない場合は、必要となります。
※（注）販売従事登録は、複数の都道府県で登録を受けることはできません。 ※（注）販売従事登録申請書の申請者の欠格条項の（6）欄に該当するおそれがある者については、当該申請者に係る精神の障害にかかる医師の診断書の提出が必要です。（発行後、3ヶ月以内のものを提出して下さい。）	

②販売従事登録者名簿登録事項変更届

添付書類	注 意 事 項
戸籍抄(謄)本 又は 戸籍事項証明書	①外国籍の場合は、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（国籍等を記載したものに限る）を添付して下さい。 ②発行から6ヶ月を経過している場合は、再度取得して下さい。 ③住民票や結婚受理証明書による代替はできません。
遅延理由書	①変更後30日を超えて、届出を行う場合のみ添付して下さい。